令和３年度第３回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（概要）

日　時　令和４年２月１６日（水）　午後６時～８時

場　所　米子市役所旧庁舎３階　６０３会議室

１　開会・会議の成立　　　　　　（午後６時００分）

〈事務局〉

・開会（オンラインでも参加可能な形での開催）

・全２２名委員のうち、１５名の委員の出席を確認（最終１６名出席）、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告。

（出席：西井通、仁科祐子、安達敏明、土井教子、前田紀子、佐藤美紀子、土中伸樹、永見忠志、石田良太、金田洋子、田村篤人、高野和男、長岡文代、吉野立、手嶋恒久、小原悟）

２　部長あいさつ【省略】

３　議　題

（１）介護保険認定者に関する現状について

〈西井委員長〉それでは議題の（１）「介護保険認定者に関する現状について」事務局から説明をお願いします。

〈事務局：萩原課長補佐〉要介護認定に関して、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の認定調査の現場においても、日程調整が難しくなるなどの問題が生じており、対応に苦慮しながら行っているところです。このような状況の中、前回の策定委員会では、委員から「認定を受けている人のうち、サービスを受けていない人がどの程度あるのか」、「担保のように認定を受けているケースがあるのではないか」というご指摘をいただきました。そこで、要介護認定の適正化に関わる、認定者に関する状況について資料を作りましたので、ご覧いただき、ご意見をいただきたいと思います。

資料１をご覧ください。このページの資料は平成３０年度、３１年度、令和２年度については年度末の、令和３年度は１２月末現在の数字となっております。

はじめに、１号被保険者数の推移ですが、平成３０年度が４２，１７６人、令和３年度は４２，８３４人、棒グラフのような推移となっております。

次にその下の、１号要介護認定者数と認定率ですが、グラフは青の棒グラフが認定者数、オレンジの折れ線が認定率を表しております。認定者数は被保険者数の伸びに伴って上がっておりますが、認定率は横ばいとなっております。給付の適正化にとっても、認定率を抑えることは重要であると考えております。

その下の、１号サービス利用者数と認定者の内の利用者の割合の推移ですが、棒グラフで利用者数を、折れ線で利用者の割合を表しております。令和３年度の認定者数、先ほどの８，７５９人に対しまして、利用者数が７，６２６人ということで、利用者の割合は約８７％であります。このことから、認定者のうちサービス未利用者は、約１３％あるということがわかります。

裏面をご覧ください。要介護認定申請件数の推移です。こちらは令和３年度は１月末の数値です。グラフを見ていただきますと、令和２年度については、グレーで表した更新申請の数が例年に比べて減少しておりますが、これは平成３０年度、介護保険制度の改正により認定有効月数の上限が２４カ月から３６カ月に引き上げられたことにより、令和２年度に更新する予定であった方が、令和３年度にずれ込んだことが要因であると見込んでいます。令和３年度に関しては、このままのペースですと平成３１年度並みの件数に上ると考えております。

その下に、申請から認定までの期間ということで資料を載せております。これは厚生労働省が行っております要介護認定適正化事業で自治体向けに提供される資料で、令和２年１０月から令和３年３月末までのデータですが、米子市は３２．７日、鳥取県の平均は３３．４日、全国平均は３４．４日となっており、申請から認定までの日数は原則３０日以内と定められていますが、平均値がこれを超えております。

次は、その下のサービス未利用者についての表をご覧ください。本市では、更新対象者のうちサービス未利用者について、担当地域包括支援センターに依頼して、更新申請をされるかどうかの確認を行っております。その結果を集計したものがこちらの表になります。これを見ますと、サービス未利用者のうちの約７５％が更新をしていることがわかります。

この結果を踏まえまして、介護給付の適正化につながる認定率の抑制のためにも、必要な時に必要なサービスが使える安心感を被保険者に持っていただけるよう、その手法も含め検討を進めていくことが必要であると考えております。説明は以上です。

〈西井委員長〉先ほど事務局から説明がありましたが、これについて委員の皆様からご意見等よろしくお願いします。高野委員。

〈高野委員〉このグラフですが、一番下が青でものすごく伸びているように見えるけれども、実はほとんど伸びていなくて、大体が同じような。グラフの作り方をもっと、単位等を考えて作られたほうがいいかと思います。

〈事務局：萩原課長補佐〉確かにおっしゃるとおりです。気をつけます。ありがとうございます。

〈西井委員長〉他の委員の皆様でどうでしょうか。はい、田村委員どうぞ。

〈田村委員〉このデータの中で、ちょっとわからないところがあるんですけれども。要介護度の高い方が未利用なのか、要介護度の低い方が未利用なのかということがわかったりすると。多分、要介護度が高い方は利用されていると思うので、要介護度が低い方がどれぐらい利用されていないのかということがわかると。結局、高い方は使わないといけないというのはわかりきっている話なので、そこらへんがデータの中で「１・２あたりの人があまり使っていないんだな」とか「３の人が使っていないんだな」というデータがあれば見せていただけると嬉しいです。

〈西井委員長〉事務局、お願いします。

〈事務局：足立課長〉データとしては、今日は提供できなかったんですけど。前回の策定委員会の中で、要支援の方についてのサービス未利用の方がどれぐらいいるかというところで、大体２５％位と申し上げたかと思います。で、これは全体、要介護も含めて考えると、萩原から説明いたしましたけれど、約１３％ということでございますので。そう考えると、やっぱり軽い方がサービス未利用の方が多いということが言えるのではないかと思います。またデータのほうはご用意させていただこうと思います。

〈西井委員長〉では後日にまた、よろしくお願いします。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。リモートの方でどなたか。吉野委員どうぞ。

〈吉野委員〉丁寧な資料を出していただいて、ありがとうございます。大事なのは、２枚目のサービス未利用の方の、利用していないんだけど更新申請をまたするという方が７割あるということですよね。つまり、なんで利用していないのかという理由ですよね。申請の段階では、利用が必要だからということで恐らく申請をされているんだけれども、サービスを利用されていないのはどういうことかということと、利用していないのに、再度申請をするということの理由。このへんのところは、どういう理由があるのか。数字だけではなく、どういう理由で使っていないのか。このあたりが担保というように受け取られてしまうのではないかと思うんです。本来は利用したいから申請する。認定が出て、にも関わらず利用しない理由は何なのか知りたいですし、利用していないのに更新時期が来たときに、しばらく考えるということではなくて、もう１回認定を受けるという理由、中身を知りたいですね。もしわかることがあれば、お聞きしたいと思います。

〈西井委員長〉事務局、お願いします。

〈事務局：足立課長〉実は包括のほうで、未利用の方の更新について今、調査をさせていただいておりますが、その時に、再度更新をする理由については聞けていないんですけれども、それ以前に、更新していたけれども、なぜサービスを利用しなかったかということについてはアンケート形式で聞いておりまして、その集計が今、手元にあるんですが、その中で一番多いものとして、「家族の介護・支援があり必要なかった」というのと、「お守りとして」というのが、この２つが一番多いものになっております。あと「申請したが、必要がなかった」とか、「必要なサービスが介護保険の中になかった」とか、そういうような理由も上がっているという状況になっています。

〈西井委員長〉吉野委員、これでよろしいですか。

〈吉野委員〉ありがとうございます。よくわかりました。

〈西井委員長〉他の委員の皆さんでございませんか。石田委員どうぞ。

〈石田委員〉この質問をされた時のポイントというか課題として挙がっていたのは、調査に関わる費用が無駄なコストではないかというようなご意見であったと思います。その点についてですが、こういう資料を見た時に、先ほど、市のほうから認定者数、若しくは認定率を下げたいというご意見をいただいたんですが、私は県のデータしか持っていないんですが、２０４０年のピークまでは、県内に関しては（２０１５年比で）１２，０００人位増えると。抑えようにも抑えられないという推計が出ています。なので、要介護者数を減らすというのは、余程、予防とか諸々の政策がマッチしないと難しいと思います。論点である無駄な調査費用をどうしたらいいかということについては、調査費用＝調査件数ですので、米子市の長寿社会課さんが抱えていらっしゃる調査件数が増えることによって、調査員とそこから来る調査期間、調査結果が出るまでの期間の延長であるとか。今言われている調査費用の問題であるとか。調査件数をいかに抑えていくかというところにポイントを絞られて議論していただければというのが１つです。

　その調査件数について私の方でまだ理解できていないのは、認定の有効期間というのがあるんですが、だいたい新規の方については短めに出てきます。６カ月から１年ぐらい。長い方については最長何年というのが法律で決まっているんですけど、そこのコントロールがある程度、市と審査会のほうで上手く調整がつくのであれば、件数自体はある一定期間内、例えばターゲットの何回という中でおさめていただくような調整をすると、費用のコントロール、件数のコントロールができるんじゃないかなと思うんですが。時間のかかることかもしれませんが、長期的に見たら、そこに着手をされるのが、今言われた調査費用の問題、調査員の問題に関しては、１ついい材料になるんじゃないかと思っております。意見として言うのは簡単なんですけどね。高野委員が、長寿にいらっしゃる時も、同じ意見を出させていただいたんですが、なかなかそれは難しいということで、未だ解決に至っていない状況だと思います。

〈西井委員長〉事務局、この件についていかがでしょうか。

〈事務局：足立課長〉ご意見ありがとうございます。今の有効期間が、ある程度年数が経って更新が続いてくると、２年だったのが３年、また４年に延びたというのもありますけども、どんどんそういった形で延びていく傾向にはなっておりまして。一応、国としては、そういったことで申請の偏りを散らばらせるというかバラつかせるようなことを考えているんだと思いますけれども、それがある程度の年数が経てば、だんだんと平準化してくるというふうには思っておりますが。あと審査会の有効期間の決定の仕方といいますか、そのへんのところについては、また審査会とも相談をさせていただきながらというふうに思っております。なかなか私のところだけでどうこうというのは難しいところがありますので、ご意見いただいたことを踏まえながら検討してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈西井委員長〉石田委員、どうですか。

〈石田委員〉ありがとうございます。

〈西井委員長〉他の委員の皆様でご意見ございませんか。高野委員。

〈高野委員〉今、私の名前が出たんですが。私が課長をしていた時代と比べて、この数字を見ていく時に、認定までの平均は３２．７日ですか、実はこれって昔はもっともっとかかっていて、多分４０日とか当たり前にかかっていた時代でした。それに比べると、この認定の年数が延びているということも大きな理由だとは思いますけれども、米子市として、調査にかかる費用のことはあると思うんですけど、本当に努力しておられるんじゃないかと。このことについては県の平均より短いですし、評価をしていただけたらと思ったところです。

〈西井委員長〉はい。ありがとうございます。大橋部長、どうぞ。

〈大橋部長〉そうは言っても事務担当から見れば、公的規範としては３０日というのがありますので、さらに努力する必要があると私自身は考えております。その中で少し課長が申し上げた中で、“お守り代わり”というのがどうやらあるようでして、こういう人たちにお守り代わりはやめてくださいよって言ったほうがいいでしょうか。そういうことが少し問題だと思います。申し込まれるのは、いろんな理由で介護保険の認定申請をされる、それは国民の権利ですから当然いいとしても、お守り代わりにされるようなことは違うんじゃないかと私は思ったりするんです。そうしたら、申請の段階でそういうことをお話し申し上げて、だったらやめとこうかな、みたいな活動をしたほうがいいかどうかということについてご意見をいただければ、私たちは安心なんですけれども。国民の権利なんだから全部受け取れ、と言われれば、それはそうでしょうし。いやいや、そういうことで費用がかさんでいくことになって、結局は保険料に反映することになるから、できる限りそれは自粛してもらえたら、なのか。皆さん方でご意見を交換していただけると、私たちは対処の仕方がいろいろと思い浮かぶと思います。お願いですけれども、どうぞよろしくお願いします。

〈西井委員長〉はい。“お守り代わり”と、そういった言葉がありましたが、これについて委員の皆さんは、どうお考えですか。土中委員、どうぞ。

〈土中委員〉そもそも介護保険を持っているメリット、デメリットというのが、まだ周知されていないところがあって。実はリハビリなんかの場合、医療でリハビリをする場合、介護保険を持っていると受けられなくなるんです。だから、介護保険を持っていると全ていいかというと、そういうわけでもないんです。医療的なリハビリを受けようと思ったら、介護保険を取ってしまうと、医療のリハビリテーションは受けられません。そういうデメリットも実はあるということですね。そのへんは、残念ながら介護保険を取られるというのが、６５才になると市のほうから送られてきて、一応お守りで持っておくという方もおられますけど、それが本当にいいのかどうかというのは。やはりそこらへんを利用者の方に説明するというのも必要なのかなと思います。介護保険というのは、使わなきゃいけない時は絶対使わなきゃいけないんですけど、使う必要がない人が持っておいて要らないサービスを受けるということも多々見受けられますので、そこらへんはこちら側に説明する義務があるのではないかと私は思います。

〈西井委員長〉土中委員のご意見でしたが、他の委員の皆様で。吉野委員、どうぞ。

〈吉野委員〉この問題は、前回、私が発言したことで話題にしていただいているのではないかと思っています。実際は、全てのケアマネさんがそうだということではないんですけれども、ケアマネさんもある意味では仕事ですから、そういうことを進めていくという要素も確かにあるんですけれども。特に一回更新をしてしまったものが実際には利用せず、次の更新の時に、先ほどの例で言うと、「家族の支援があったから使わなかった」、あるいは「お守りとして持っているんだ」というような時に、必要になった時にはいつでもちゃんと使えるようになるということを含めて説明をすることはあってもいいのではないかと思います。それぞれの家庭の経済のことを考えたら、恐らく今、かなりシビアにご自分の家庭の経済に関しては、支出の見直しなんかをされているだろうと思うので、介護保険財政も基本的に私たちが負担しているものなので、それを使わないのにこういうことをやって、１回につきこれぐらいの費用がかかるということを、もう少し広報として出してもいいと思いますし。それから、３０日、１カ月くらいかかっているんだけど、緊急の時には「みなし」でも使えるということ、これはケアマネさんならみんなわかっているわけですから、１次判定をした段階で「みなし」でも使えるということがわかっていれば、お守りは必要ないわけですよね。制度としてそういうふうにできているということを、ちゃんと最初の段階で説明すれば、お守りとして持つような認識はなくなってくるので、少しでも無駄になっている部分は、この１，０２７の人が更新をするのをやめたことだけでも、そもそもの費用が浮くことになるわけですから。それは理解してもらうための話を進めてもらうことが私はいいかと思います。

〈西井委員長〉ありがとうございます。はい、石田委員。

〈石田委員〉現場のほうからの感じですと、今の吉野委員のご発言は本当なのかなという部分の話なのですが、実際、ケアマネージャーが関係をしているのは、要介護、ご利用中の方がメインです。サービス利用がない方に関しては、基本、関わることが非常に少ないんです。なので、サービスを使っていないけれど更新しましょうかということであれば、包括の方であるとか、そういう方がまず説明をしているかどうか。介護保険のケアマネージャーで要介護を担当している者であれば、現にご利用中の方の更新ですので、恐らく必要ないのであればやめましょうと、必要あるのであれば更新しましょうと。もっと言えば、長いスパンで有効期間があるんですけど、要介護状態が変わってきたので３年を待たずに変更しましょうと。そういうことをしてもらえるのが介護支援専門員としてのケアマネなので、２０００年ごろだったら、ちょっと使ってみましょうみたいなケアマネもいたと思うんですが、今の時代にそういうケアマネって果たしているのかなと、現状として思っております。いるのであれば、それは指導対象ですので、厳しく指導するなり、運営基準違反を犯していますので、それはケアマネとして認めなくてもいいと思います。以上です。

〈西井委員長〉ありがとうございます。吉野委員。

〈吉野委員〉この更新申請者の問題についてはケアマネさんの問題ではなくて、私がこの問題について提起したのは、実際にそういう場面に出会ったことがあるので、石田委員はそれをないというふうにおっしゃいましたけど、実際に１人の方が要介護が付いている。もう１人の方が認知症の診断を受けて、ただ介護保険の申請などは一切されていなくて、この場合に一緒に申請をしませんかということを積極的に勧められていた。本人が特に希望しているわけじゃないんですが、ケアマネさんのほうから。これはある意味、善意でもあったかもしれません。そういう形で話が出されたケースがあったもので、私はそのあたりはどうなんですかということで、この問題を提起したんです。ですから、少なくとも最初の段階でそういうケースがあったということです。

　もう１つは、それらをゼロにしたとしても、使っていない人のうち更新する人が７０％くらい担保のような形で更新をされているという実態があるわけですから、ここの部分についてはどこが説明するのか。行政が説明するのか包括が説明するのかは別にして、その数を減らしていく努力が、理解していただく努力が必要ではないかと思います。

〈西井委員長〉はい。石田委員。

〈石田委員〉申請にはお金がかかるので控えてくださいというアプローチをしたほうがいいかどうかに関しては、さっき出ていた認定のスパンを調整するとか行政的な施策をした上で２番目としてやっていくのはいいですけど、それをせずにおいて利用を控えてくださいというのは難しい感じが。自立支援の制度とか個人の選択の基本を考えると、非常に危ないという気がしています。確かに未利用者の方の更新が続くのは、要支援の方というのは、下手したら６か月が軒並みに出てしまうので、要支援の方の出し方を、まずそこに手をつけられると、ある程度、要支援の方、包括が管理します、包括から軽度の説明ができます、プラス、要支援の方に関しての２回目の更新期間を調整されると。１回目はもうしようがない。そういう段階で着手していただければ、具体的にそれが有効かどうかはやってみないとわからないですけど、お願いしたいです。

〈西井委員長〉ありがとうございます。仁科委員、どうぞ。

〈仁科委員〉まず今回のデータの中には、要介護認定者って要支援の人も含まれていますかというのが１点と、先ほどサービス未利用者という話が出ていましたけど、私は要介護認定をしていてサービスを利用しないのであれば、サービスを利用する分のお金がかからないのでいいかという感じがちょっとしています。そして“お守り”ということに関しては、吉野委員がおっしゃったように、何かがあった時にはすぐに要介護認定を受けられるとか、そういったことが保証されていないと、これから権利意識というのがどんどん強くなる世代になってくると思いますので、どちらかといえば介護保険を適正にみんなで使っていきましょうということ。上手く使うには、どういう時にどこに相談。まずは近くの地域の包括支援センター、こういう状態になったら、例えば脳血管疾患とか心疾患で入院されたら、そういう時には病院が動いてくれるかもしれませんけども、「こういう時はここに連絡をして要介護認定を取るようにしましょう」とか、そういうわかりやすい広報っていうのをする必要があるんじゃないかと思います。私の知っている一般の人というのは、介護保険ってあんまり知らない人が多いというか、そういうふうに私は思っていますので、ということです。あとは調査件数とか、そういうことをおっしゃっていましたけど、石田委員がおっしゃったように、実際に調査件数がどれぐらいかかって、それに費用がどれぐらいかかって、その中でどれぐらい介護認定につながったかというデータがあればわかりやすいと思いました。以上です。

〈西井委員長〉事務局、仁科委員のご質問がございましたがいかがでしょうか。

〈事務局：萩原課長補佐〉要支援の方は、このデータに入っております。

〈西井委員長〉高野委員。

〈高野委員〉経験を踏まえても、先ほど、例えば市役所の窓口で認定の話を、調査も含めてですが、介護保険を使いたいからということで窓口に相談に来られる方に、「適正に使いましょう」とかそういうような指導というのは、なかなか我々市役所の立場では非常に難しいことで。そこの部分について抑制を図っていくということは果たして正しいやり方なのかということが実はあって。むしろ予防を含めて適切な利用を促進するために、認定調査を申請されたらどうですかというようなスタンスが重要なのではないかと、市役所的な立場でいうと言えると思いますし。我々市民としても、窓口に相談に行った時に、「なんか使わんように言っとんなるわ」と受け止められたらよろしくないと思いますので、そこの部分については充分な注意が必要だと考えます。

〈西井委員長〉他の委員の皆様でございませんか。田村委員どうぞ。

〈田村委員〉元々が調査のコストが無駄だという話で、いろいろお話を聞きながら。多分、初めて家族が入院して、これから退院どうしようかなという話になった時に、介護保険というのを使って、退院して、こういうサービスが受けられるよというふうに。“お守りとして”という言い方をされたのが引っかかっておられる方もいらっしゃったので気になっていたんですけど。うちも父が、もう亡くなりましたけど、初めて脳梗塞をして、退院する、何のサービスが受けられるかわからない、でも申請はしておいたほうがいいらしい、というような気持ちでおられる方が、多分、最初に申請に来られたりすると思うので、それをまず最初に「お守りでは困りますから」というような、そういう言い方ではないにしても、そういうところで線引きされてしまうと、どうしたらいいのかというところで不安になってしまう方がいらっしゃるんじゃないかなというところが１つと。であれば、更新される時に使っておられなかったら、「こういう使い方もあるんですよ」というふうに、「ダメですよ」という話ではなくて、「サービスが使えるんですよ。あなたはその権利があるんですよ」というふうに、ちゃんと説明をするほうが必要なんじゃないかというところが２つ目と。調査のコストを私は忘れてしまったんですが、その件数でいくらかかってしまって、それをやめることによって実際に何かができるぐらいの金額がもしあるんだとすれば、それこそ違うものを提案すべき案件であって。ですので、適正に利用していないというところを責めるより、適正に利用する方法をもう少し告知していくほうがいいのかなというのを聞いていて思いました。

〈西井委員長〉田村委員、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。　そうしますと、議題（１）はここまでにしたいと思います。

（２）第７期介護保険事業における剰余金について

〈西井委員長〉それでは議題の（２）「介護保険計画期間介護保険事業における剰余金について」事務局から説明をお願いします。

〈事務局：足立課長〉私のほうから説明をさせていただきます。これは前回の策定委員会でも議題として挙げさせていただいていたんですけど、時間切れということで今回に回させてもらいました。その時お渡しした資料に若干修正をかけたり追加をした物になっております。

今回、第８期の策定の時に、なかなかこの剰余金の取扱というか、どういうふうに保険料に充てて、どうしたらいいかという議論をできる時間の余裕がなかったということもありまして、皆様からご意見等をお伺いするチャンスがなかったというのがありました。第９期に向けて、どういった考え方で進めていったらいいかということを、この第８期でやったことの実績を元にご意見をいただけたらと。それを今度の計画のほうに反映できるようにしたいと思っております。

そもそもこの剰余金の議論というのが、それこそ１０年前は、介護保険特会も、結構ギリギリかつかつというところで、それこそ財政安定化基金からお金を借り入れながら賄っていたような時期でした。そこから少しずつ改善をして、今、こういう形で剰余金が出てきてということで、なかなかそういう議論をする機会もなかったと思いますので、ぜひご意見をいただきたいと思っています。

資料の説明ですが、令和２年度、これは第７期最終年度になりますが、この時の介護保険事業特別会計決算状況、収入と支出を①番、②番というふうに上げております。歳入歳出の差引額、これはいわゆる令和３年度の繰越金ということになるわけですが、１５億３，６４３万６，７８２円という金額になりました。令和３年度のこの繰越金の使途ということで、これには令和２年度分の交付金の実績に応じた返還金というのがあります。国や県から多めにもらっているものをお返ししなければいけないというのがありますので、それが④にあります２億５，９６３万３，９８６円となります。この額を引いた額、⑤番になりますが、１２億７，６８０万２，７９６円です。これがいわゆる剰余金ということになります。ちなみに１つ前の第６期末の時点で、４億７，０５１万９，７４６円ということで、この７期の間に約８億円ちょっと増えているという計算になっております。ちなみにこの中には、インセンティブ交付金という保険者機能強化推進交付金ですとか、努力支援交付金という交付金が、令和元年度からもらえるようになりました。地域支援事業のいわゆる第１号被保険者の保険料に充てることができる交付金ということで、それをもらえるようになりまして。これを充てることによって浮いた保険料というのが、この中には含まれています。大体、元年と２年合わせて５，６００万ぐらいが、相当としてこの中に含まれています。

このうち第８期の保険料の計算の際の充当ということで、５億５，８００万円を充てるということで、皆さんにご案内をさせていただきました。この充当によりまして、第８期の保険料を第７期と同額の６，４８０円としたということでございます。もしこれを充てなかったとしたらどうなるかと言いますと、６，８５５円ということで、３７５円、月額が大きくなるということでしたので、そのぶんを充てて据え置きということです。

この⑥を⑤から引いた、いわゆる最終的な剰余金というのが、７億１，８８０万２，７９６円ということになっております。

この剰余金につきましては、そこに理由を書かせていただいておりますが、第８期中の急激な給付の増、また保険料の徴収率の減等々、不測の事態に対応するための留保ということ。それと第９期における保険料の上昇の激変緩和ということも、ちょっと視野に入れています。１号被保険者の人口が増えていきます。仮に認定率をずっと同じレベルで抑えていても、給付の額が増えていくということになりますので、そうすると保険料の額も、通常でいくと上がっていくということを考えると、もしここであまり残さない形になると、第９期の保険料の上昇が大きくなってしまうかもしれないというところも見据えて、このような形に出させていただいたということです。この⑦番を、もし保険料に換算すると、大体、月額４８０円相当ぐらいになるということでございます。

ちなみに下のほうに、参考で他市の状況というのを挙げさせていただきました。ＨＰで引っ張れるような資料から、その当時、８期の策定の時にいろいろ、こういった会議の議事録ですとか資料とかから引かせてもらった数字ですけれども、鳥取県内４市と島根県の、米子より人口は少し多いですけど、似たような規模ということでよく比較される出雲市も挙げさせていただいております。７期・８期の保険料ですが、鳥取市を除いてはどこも据置きでやられるということで、鳥取市だけは下げたということになっています。その下に８期の保険給付費等の規模ということで、これは３年間の合計ですけれども、これも人口規模に応じて大きかったり小さかったりということになってくると思います。その下に８期への基金の充当額、それと充当後の基金の残高ということで、それぞれ挙げさせていただきました。一番下のところに、基金の残額が規模に対してどれぐらいの率かというのを挙げさせていただいておりまして、大体、米子は規模に対して１．５％くらいの剰余金を残しているということです。出雲市も大体、同じくらいの規模で残しているというところでございます。

国の考え方といたしましては、この基金の適正な水準、どれだけ留保しておくのが適正かというところは、あくまで保険者の判断というふうに言っておりまして、国はどれくらいというラインを示しておりません。これはそれぞれの保険者の判断というところでさせていただいているところです。基金の適正な水準を超えた部分につきましては、時期の計画期間の歳入として繰り入れて、保険料の上昇を抑制するものであるというのが考え方の１つであるというふうに、国のほうが言っているところでございます。それに基づいて、米子市当局は、これくらいの剰余金を残した形で８期を迎えたというところでございます。

これにつきましては、中には留保をせずに、全部を保険料に充てて下げてしまってもいいじゃないかというようなご意見もあったりするんですが、そのへんのところを市の考えとしては、こういうことである程度残した上で保険料に充てるということをさせてもらっているところです。これについて皆さん、ご意見等をいただければと思っております。

〈西井委員長〉事務局からのご説明がありましたが、委員の皆様でご意見があります方はお願いします。小原委員どうぞ。

〈小原委員〉確認なんですけど、⑦、これは今、現在の余ったお金ということでよろしいでしょうか。

〈西井委員長〉事務局、お願いします。

〈事務局：足立課長〉今は令和３年度中でございますので、年度末になってみないと今年度の決算が出ないところなので、はっきりしたことは申し上げられないですけども。恐らくはマイナスにはならないんじゃないかと思っていますので、その額が残る形ではないかと予想しています。

〈小原委員〉先ほどインセンティブ交付金という部分のお話が出たと思うんですけど、令和３年度、もうインセンティブで交付金は額が決定しているんでしょうか。交付にあたって点数というのが出てくると思うんですが、何点満点中の何点ということで、交付金がいくらというのが出てくると思うんですけど、よろしければ教えていただけませんか。

〈西井委員長〉事務局、お願いします。

〈事務局：萩原課長補佐〉令和３年度の内示の額ですが、まず推進交付金のほうが１５９０点中の８４４点、そして努力支援交付金のほうは８８５点満点のうちの４６０点、合計で２４７５点満点のうちの１３０４点ということでございまして、額は、推進交付金が２，３４９万９，０００円。そして努力支援交付金のほうが２，５０５万２，０００円でございます。

〈西井委員長〉小原委員、よろしいでしょうか。

〈小原委員〉ありがとうございます。

〈西井委員長〉石田委員、どうぞ。

〈石田委員〉まず資料２を拝見していて、非常にありがたいというか、過去何期か委員をさせていただいているんですが、非常に課の方が苦労をして保険料を算出するブラックボックス的なところが、なかなか住民とか私たち専門職にも伝わりにくい部分だったんですけど、非常に今回すっきりとわかりやすく資料を作っていただいて、感謝しています。と言いますのが、やっぱり一般の方々とか私たち以外にも専門職種の方から、例えば県内ですと、今は米子市、鳥取市、倉吉市、境港市、そして出雲市の保険料が出てくるんですが、前年に較べて保険料が下がると、「予防の効果があったので給付が下がって保険料を下げてきたんでしょう。すごいね、米子市。」とか、「何々町ってすごいよね」とか言われるんですけど、「いやいや、単純にそんな話じゃないです」って解説するのも難しいところだったので、こういう情報をテーマに、住民の方々にわかりやすく、「じゃあどんと増えたら、保険料がどんどん上がったほうがいいんですか」とか、「使うのを我慢して保険料を下げるのがいいんですか」とか、議論の材料としてもこういった資料を、まずは私たち専門職や委員に開示していただいたのを感謝申し上げますし、これを住民、県民の方々に対してＨＰ上にアップすると、他市町村もこういうやり方を参考にして、住民の方々に納得のいく保険料の徴収の仕方という考え方にもつながると思うんですけど、今回ありがたいなと思って拝見しました。

〈西井委員長〉事務局、このことにつきまして。

〈事務局：足立課長〉ありがとうございます。

〈西井委員長〉他の委員の皆さんでございませんか。大橋部長。

〈大橋部長〉軽く論点設定からお出ししますと、実はこれを昨年度、議会にかけて、議会の中で審議をしていただいて、最終的にはこの保険料の額が決まったわけですけども、その時のご意見の中で「これって割り勘でやっているようなものじゃない。余るぐらいだったら、余らないようにきちっとしたほうが普通じゃないかな」と言われる方もたくさんありました。一方、その前の会議だったか、確か手嶋委員がおっしゃったことだと思うんですけど、「お金があるんだったらサービスを充実するというのもあるんじゃないか」という論点を出されています。一見これはちょっと矛盾する形になるので、それは皆さん方でこれからずっと議論していって、本当にサービスを充実させていくのか、あるいは保険料を下げていこうを中心にするのかという話を今後していただければと思っています。運営者として申し上げると、そうは言っても資金繰りが途絶えてしまうと大変なことになるので、やっぱり一定の額は資金を持っているべきだと思うんですね。この額については、むしろ事務方のほうが合理的に計算したものをお示しすべきだと思っていますが、先ほど課長が申し上げたように計算式が示されていないんですね。ということは、もう少し全国のものも調べてみて、大体どのへんが相場かなというのを、まずお示しをしたい。そういうふうにした中で、まずそれを取り除いた上で、あとはどのぐらいのサービスをしていったらどのぐらいになって、先ほど石田委員がおっしゃったように、たくさんサービスをすれば当然、保険料はかかります。皆さんがそれを我慢できるところは我慢して安くしたほうがいいか、これが市民の皆さん方の肌感覚として議論いただいているところだと思っておりますし、それは誰か神様が計算してくれる訳じゃありませんので、これこそユーザーの皆さん方も含めて、「それぐらいだったら、ちょっと我慢してやってみようよ」とか、あるいは「このサービスをもっとやるために１００円上げても仕方がないじゃないか」という話を進めていっていただければありがたいと思いますし、事務局としてもそういった議論が進むように、先ほど石田委員に褒めていただいたように資料もどんどん出して、まずここにおられる皆さん方から議論に参加いただきたいと思いますし、またここにおられる皆さん方がお友達とか周囲の方に広めていただいて米子市民を挙げて議論をして、その結果として、私たちは自信を持ってその金額を議会のほうに提示したい、そういう形になればいいかなと思いますので、どうぞ今後も引き続き議論のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〈西井委員長〉はい。いろいろご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。仁科委員、どうぞ。

〈仁科委員〉１つ質問をさせてください。資料２の④の返還金というのは、③が多いほど返還額が多くなるとか、何か細かい計算式があると思うんですけど、そのへんを教えてください。

〈西井委員長〉事務局、お願いします。

〈事務局〉はい。この２年度の交付金等返還金というのですけれども、まず令和２年度の予算を組みます。基本的には計画で定めさせていただいた数字を元に予算を組みます。その予算に応じて国や県に補助金の交付申請を行います。ただ、実績として給付費が下がってくれば、それは後々返還をしなければいけない。これは年度内ではなくて、翌年度に清算するという形になっています。ですので、本当ですとこの支出済額というのが、予算としてはもうちょっと高く見ておったところが、そこまで給付が伸びなくて、落ちて、その多くもらっていたぶんを翌年清算するというのが、毎年毎年、繰り返し行われているというものです。

〈西井委員長〉仁科委員、よろしいでしょうか。

〈仁科委員〉なんとなくわかりました。ありがとうございます。

【その他】

〈西井委員長〉それでは次、（３）「その他」ですが、事務局お願いします。

〈事務局：福生主任〉失礼いたします。１件だけご報告をさせていただきます。

前回の策定委員会の中で、その時に作成中でありました「フレイル対策実行指針」というものを、概要について健康対策課のほうから説明し、その中身なんですけれども、フレイル対策事業の効果額というものを長寿社会課のほうから説明をさせていただきまして、ご意見等をいただきました。ありがとうございました。そのフレイル対策実行指針のほうを策定させていただきまして、健康対策課のほうから米子市ＨＰのほうにアップしておりますので、そのことをお伝えさせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

〈西井委員長〉説明がございました「フレイル対策実行指針」についてということで、この件について委員の皆様から何か。よろしいでしょうか。

〈西井委員長〉そうしますと。手嶋委員、どうぞ。

〈手嶋委員〉ちょっといいですか。この資料じゃないですけど。

　前回、１１月の下旬に策定委員会をこの場所で行いましたけど、その次の日ぐらいに米子市内で介護にまつわる事件が発生しました。これは米子市では珍しい事件だと思います。この委員会にはかなり関与することだと、言うと長くなりますけど。その日からいろいろ教えてもらって調べてみると、結局そういう虐待とか殺人とかいうのが米子市でもあったということです。１１月に、親御さんを子どもさんが殺めるということがあったんですけど、同じような事例が過去にもあったようなことを伺っております。これをどうやってなくすか、少なくしていくかということを議論してもらいたいと思います。去年の１１月にあったのは、亡くなっておられたということで、難しい事案だったと思いますけど。こういう場所で審議してもらったほうがいいんじゃないかということで、今回挙げさせてもらったんですけど。よろしくお願いします。

〈西井委員長〉手嶋委員のご提案ですが、この件の内容についてのご提案ですけど。

〈大橋部長〉手嶋委員からお尋ねがあったことがありまして、担当者が回答していると思いますけれども、確かに非常に不幸な事件でございました。虐待とかいう感じで取られるわけではなくて、家族が一生懸命に生きていく中で起こった悲劇だというふうに私たちは分析をしておりますけれども、部長としては、もう２度とこういうことを起こしたくないという思いを強く持っております。

　他にも似たようなことがあるんですけれども、今回のケースも含めて“孤立”という言葉が１つキーワードではないかと思っています。お母さまを殺したわけですけれども、その方自体も困ってしまってというふうに私たちは聞いておりますし、分析もしてはおります。そのような中で、孤立しなくてもいいんだよというメッセージが、こういうところで広く議論されて具体的な手法となっていくことで、そういった悲劇がなくなるように、米子市民の力を合わせていくべきであろうと思っております。今回はお母様はお年寄りの方で、息子さんはまだ壮年の方だったのかな。いわゆる８０５０問題という形でして。お気づきの方も多いと思いますけれど、お母様が障がいのある子どもさんを、ずっと抱え込まれてしまって、お母様が大変になったりした時に子どもさんがパニックを起こしたケースは他にもありました。ずっとそういう事例を並べていくと、どこにもＳＯＳとかをされていないんですね。お母様のほうも、息子さんのほうも。それは私たちとしては大変残念なことですから、今、総合相談支援センターというのが４月に開設するんですけども、そこの主要なテーマがアウトリーチという方法で、積極的に出かけて行こうと。例えばどこかからお聞きした話で、「すみません」というふうにお聞きしていこうという態度を取ろうとしております。実は今回の手嶋さんがおっしゃっていただいたケースも、事件の翌々日ぐらいに出会う約束をしていたケースでした。それがたまたま前後してしまって、私たちも大変残念な気持ちでおりますけれども、本当に広く皆さん方で、こういうところで介護保険費用を使うとか、そういうことも含めて議論いただければと思います。

　ちなみにそういう事業というのは重層的支援体制整備事業と申しまして、令和４年度から米子は実施します。その主要な財源として、介護保険特別会計からもいくらかお金を出していただいているところでございます。今後、提起されたように、そういうことまで含めて関心を持って議論をしていただくことを私としても大変望んでおりますし、事務局としても知恵を借りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。手嶋さん、そんなところでよろしいでしょうか。頑張っていきましょう。

〈西井委員長〉高野委員、どうぞ。

〈高野委員〉自治連合会として意見を言わせてもらいます。実は今、市の方でも要援護者の支援ということで、要援護者の把握事業を進めておられると思うんです。それについて、自治連合会としても、かなり意見を言わせていただいております。その中で今、例えば要介護３以上の人の把握をしましょうとか、それから一方で要介護１以上の方の、これは独自にやりましょうという意見がありますが、問題があるのは、把握する情報の提供を、例えば自治会と、自治会の民生委員さんに情報提供をするということについて、個人情報保護の観点が強調されている一面もあって、なかなか本人同意がないと、災害の発生がないと情報提供されないとか、そういうところの問題が我々も指摘しているところなんですけれど。我々としては、そういう行政からの情報もあるけれど、それ以上に我々が自治会、民生委員等々が協力しながら、やはりきちっと見守りが必要な方の把握をするということを強く言っております。そのことについて、いろんな面での情報提供等を含めて、幅広いご議論、ご議論というか行政からの情報もいただきたいなと思って。直接的にはなかなか出せないんだけど、出す方法はあるんだというふうに思っておりますし。そこらあたりは本当に自治会を中心とした地域住民のネットワークをしっかり作って取り組んでいくということを強く思って。１つには防災のこともあるんですけど、今、自治会では、このことについて一番力を入れて取り組もうとしておりますので、皆さんのご理解とご協力についてもお願いさせていただいて、先ほど部長が言いましたように、その家族、皆さんが孤立しないように我々も見守っていくということを思っておりますので、何卒ご理解をいただけたらと思っているところです。

〈西井委員長〉小原委員。

〈小原委員〉手嶋委員のご指摘で、お子さんが多分１人だと思うんですよね。お母様を介護しておられて、不測の事件が起きたということなんですけど。私自身も母親を１人でアパートを借りて介護している。うちは要介護５です。介護自体は大変なんです。特に私は男性なので、男性が母親を介護するというのが、女性がマンツーマンで介護するのとはちょっと違うと。女性はコミュニケーション能力が高いので、すぐご近所付き合いができるんですが、男性はそのへんがすごく苦手で、部長が言われたように孤立しやすいということがありまして。男性が１人で親御さんを介護している、そういった米子市の中で何人かおられると思うんですけど、その人がリストアップされて声かけをするということで、情報把握をしていて、一体その家庭で何が困っているのか。食事を作るのが困っているとか、排泄の介助が困っているとか、あと金銭的なことで困っているとか、あと部屋の片づけができずにぐちゃぐちゃになっているとか、いろいろ困りごとが出てくると思うので。米子市の中のマンツーマン、８０５０の方を何人かリストアップすることは、多分すぐできると思います。それで具体的に困りごとを聞いて、それを解決していくということです。食事作りが困っているというのであれば、何を困っているのか。メニューを作るのを困っているのか、料理を作る手間が困っているのか。細かく聞いていくと、何を援助すればいいのかというのが、だんだん出てきます。介護保険の場合は、介護保険の任意事業で介護者支援として事業化することもできるので、そういった面でのことを考えていくと、とても苦しい悪い事案が起こったんですけど、逆にそういったマンツーマンで介護をされている方が住みやすいまちを。やることがだんだん見えてくるので、１つずつ解決すれば、安心して暮らせるまちづくり、それができていくんじゃないかということを、ここでご提案したいと思います。よろしくお願いします。

〈西井委員長〉小原委員、提案ありがとうございました。高野委員。

〈高野委員〉先ほど要援護者の話をさせてもらいましたけど、自治会の中でも、例えば、民生委員さんの調査事業は６５歳以上の独居あるいは高齢者世帯だけの調査を基本的にするような形になっているわけですけれど、我々はおっしゃったような、例えば日中独居であったりとか、そういうことも把握しようというふうに考えています。そういうようなことをやっていかないと、どうしても今みたいなことが発生をしているということもあって。それから、もう１つは、実は私は後見サポートセンターにおりまして、成年後見もしていますけれど、先般、ケアマネ対象の虐待の研修会の講師として行ってきました。いろんなお話をさせていただいたんですけど、特に包括支援センターがいろんなところを訪問する中で、今のケース、８０５０、特に男性が介護をされているケースについて、やはり注意深く観察していなければいけないということを強く言いました。基本的に家に上がらせていただくと思いますが、また上がらないにしても、家の中の生活の変化を注意深く見ておく必要があると。やはりゴミが増えたとか、家がちょっと汚れてきているとか感じるところを本当に注意深く見ていくと、経験上ですが、それが結構見えてきます。虐待があった家を調べていくと必ずそういう状況があるので、そのあたりを市役所も包括支援センターと連絡を取って、注意深く観察するようお願いできたらと思います。

〈西井委員長〉たくさんのご意見をいただきましたので、次回の会議につなげていきたいと思います。

　予定時間もそろそろ参っておりまして、そうしますと次回の策定委員会は来年度ということになります。４月以降にまた皆さんに連絡が届きますので、よろしくお願いしたいと思います。

閉会

〈西井委員長〉そうしますと、これをもちまして令和３年度第３回の策定委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした